

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管 理 案 番 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係省庁
1310010	環境省	低炭素化に資する研究費 分について、税額控除限 度額を上乗せする税制の 導入	租税特別措置法 第42条の4 第68条の9	「試験研究費の総額に係る 税額控除制度」は、その事業 年度において資金の額に算入 される試験研究費の額がある 場合に、その試験研究費の額 の一定割合の金額をその事業 年度の法人税額から控除する ことを認めるもの。 この制度による税額控除限 度額は、その事業年度の資金 の額に算入される試験研究費 の額に、税額控除割合 (10%)、ただし、試験研究費 割合が10%未満である場合は 算式(試験研究費割合× 0.2)+8%)によって計算し た割合)を乗じて計算した金 額。ただし、税額控除額控除 額がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合は、 その20%相当額を限度とす る。(ただし、平成21年度・ 22年度においては、法人税額 の30%相当額を限度とする。)	C	○ 我が国における研究開発におい ては、民間活力による研究開発投資 を幅広く促進するという目的の下、 分野を特定せずに研究開発費用に係 る税額控除を行っている。このた め、特定分野に限定して税額控除限 度額を上乗せすることは、我が国の 研究開発税制の趣旨に反しており、 ご要望にお応えすることは困難。 ○ なお、低炭素化に資する研究も 含む研究開発全般に関する税額控除 については、控除上限の引き上げ措 置の恒久化等を要望していること ろ。	試験研究を行った場 合の法人税額等の特 別控除制度におけ る、総額型控除上限 の10%引き上げ等	-	-	1 0 5 2 0 6 0	低炭素化に資する研究費分につ いて、税額控除限度額を上乗せ する税制の導入	特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含 む)について、その費用の全額を研究費として 税額控除限度額を上乗せすることで、低炭素化 技術開発の促進を図りたい。	○研究費に対する政府負担割合が主要国と比べて最も低い水準にある中、今後の我が国の成長 の要となる低炭素化技術の開発については、研究開発促進税制の拡充が有効。 ○特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税 額控除限度額に上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	租税関係法令	愛知県	トヨタ自動車株 式会社	文部科学省 経済産業省 環境省